

旧ひまわり荘（土地・建物）の買受申込案内書

買受を希望される方は、この案内書を参照のうえ、申してください。

随意契約の流れ（概要）

1 資料閲覧（照会）・ 申込受付期間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日以外の 午前9時から午後5時まで
2 物件の内覧	内覧を希望される場合は、現地で物件の説明を行いますので、申し出てください。 ※要事前申込
3 契約の相手方の決定等	本件の売却は、原則、先着順での受付、売払候補者の決定となります。受け付けた買受申込書の内容等を審査し、書類等に不備などが無く、かつ売却先として適当と認められた場合には、申込者を売払候補者として決定するとともに、売却条件を協議します。
4 仮契約	岩手県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が指定する日に仮契約を締結します。 ただし、本件は、連合会役員会及び総会の議決並びに岩手県及び国による財産処分の認可が必要となることから、その結果内容により、売買の可否が決定されます。
5 役員会及び総会の議決	連合会役員会及び総会において議決された場合、岩手県及び国へ財産処分の認可申請を行います。
6 岩手県及び国への認可 申請	岩手県及び国へ財産処分の認可申請をします。 なお、財産処分の認可に時間を要する場合があります。
7 本契約	岩手県及び国の国庫補助の財産処分の承認を得られた後、仮契約の内容をもって本契約とします。 なお、本契約においても別に契約書を作成せず、仮契約書をもって本契約とします。
8 売買代金の納付	本契約締結日から30日以内に、売買代金を納付していただきます。
9 所有権移転登記及び引 渡し	売買代金の入金確認後、所有権移転登記の手続きを連合会が行い、売買物件の引渡しを行います。 なお、土地の所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。